

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、私の夫が会社を退職した昭和 41 年 6 月に、60 歳までの保険料を一括して納付した記憶があり、その後も、市役所から納付書が送付される都度、きちんと納付していた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している上、昭和 36 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間、並びに 63 年 6 月から同年 12 月までの期間については、国民年金に任意加入しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は夫の退職時に、将来のすべての保険料を前納したが、保険料額が年々上がるため、差額保険料を納付していたと説明しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 49 年度及び 50 年度の充当の記録が確認できるほか、「51 年 5 月分から 64 年 5 月分までみなし免除期間」との記載もあることから、申立人は、将来のすべての保険料をまとめて前納したものの、当該保険料は、さきに到来する月の分から充当され、更に保険料額の改定に伴い幾度か差額保険料を納付したものの、納付すべき保険料額に満たなかった被保険者期間については保険料免除期間「みなし免除期間」とされたものと推認できる。

このため、仮に、申立期間の国民年金保険料を納付しなかった場合におい

ても、当該期間は「みなし免除期間」として、定額納付した場合の3分の1の老齢基礎年金の給付が受けられることから、申立人が申立期間についてのみ国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失するのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形厚生年金 事案990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、32万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成18年12月22日の標準賞与額に係る記録を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月22日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準賞与額の記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、当時勤務していたA事業所において、平成18年12月22日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年12月分賞与の給与支給明細書により、申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支払明細書の保険料控除額から32万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月及び6年1月

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付金額等については分からないが、妻と同伴でA市役所に出向き、国民年金保険料を現金で納付した明確な記憶があるので、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年3月31日にB社会保険事務所(当時)からA市に払い出されたことが確認でき、オンライン記録上、申立人は、同年4月1日から5年6月1日までの期間及び6年5月21日から同年11月4日までの期間は、同手帳記号番号により、国民年金に加入したことが確認できるが、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

また、申立人は、これまでに交付を受けた年金手帳は、平成15年5月27日に再交付された手帳を含めて2冊であるとしている上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて、A市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市の記録によると、申立人は、「平成4年4月1日から5年6月2日までの期間」及び「6年5月21日から同年11月5日までの期間」について、国民健康保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、国民健康保険に加入していなかったことが確認できる。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していたその妻は、「年金に詳しい知人のアドバイスに基づき、夫と同伴でA市役所に出向き、国民年金保険料を納付した記憶があるが、詳細については分からない。」と回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の記憶が定かではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から同年9月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は、A区のを会社を退職後、B市内の実家に帰省した際、国民年金に加入し、保険料は納付書で納付した記憶がある。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所で国民年金に加入し、納付書で保険料を納付した記憶があるとしているが、保険料の納付金額については記憶が定かでないとしており、国民年金保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、オンライン記録上、申立人の年金加入記録は、厚生年金保険のみである上、B市役所では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いとしており、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間及び申立期間の前後の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、同払出簿から申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 57 年 5 月まで
社会保険事務所 (当時) で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間当時、A 市にある B 事業所に勤務しながら、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであり、当該期間について未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市における国民健康保険の加入履歴によれば、平成 4 年 4 月 1 日に C 町から A 市に転入し、同保険に加入していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿には、「不」 (不在 : 転入届が未提出の場合や住民票異動が無いが住所不明の場合で、納付書の発行が困難である者) の押印があることから、申立期間当時、住所が置かれていた C 町では不在被保険者として管理されていたものと推認できる。

また、オンライン記録上、申立人が死亡した後で、厚生年金保険被保険者期間 (昭和 42 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 11 日まで) の加入記録が統合され、これに伴って国民年金の資格得喪記録が追加されたことが確認できる上、申立人の所持していた年金手帳によると、42 年 8 月から 43 年 3 月まで申請免除の手続をしたことが確認できるが、その後の住所変更等についての記載は無いため、引っ越し後も国民年金の資格得喪手続又は住所変更手続を行わなかったものと推認できる。

さらに、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は 123 月と長期間であるとともに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間については、実父が、町内会の隣組を通じて、国民年金保険料を納付してくれていた。「今度から、国民年金も支払うことになる。」と、実父から聞いた記憶もあるので、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が納付組織を通じて、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月から同年 10 月までの期間については、住民票を A 市に異動していることが確認でき、B 町では当該期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することはできないことから、申立人の主張と相違している。

また、申立人自身が国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付してくれていたとする父も既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から61年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、母が納めてくれており、申立期間中には子供も生まれ、国民健康保険にも加入していた。昭和56年5月から国民年金の加入記録があり、「保険料を1年間分まとめて納付した」と母から聞いた記憶もあるので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身が加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その母から聴取しても、申立期間当時の記憶が定かではなく、申立てを確認できる供述が得られないことから、加入時期及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和56年10月30日に被保険者資格を喪失した旨の記載がある上、当該喪失年月日は、A市が保管する国民年金の加入記録及び国民年金被保険者台帳の記録と一致していることから、申立期間は61年4月に資格取得するまで未加入期間であり、これらの記録に反して、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出のあった申立人及びその父の預金通帳を見ると、申立期間に係る国民年金保険料額に相当する出金記録は見当たらず、申立てを裏付ける事実は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。